

# さいたま市立病院公式 YouTube チャンネル運用基準

## (目的)

第1条 この基準は、さいたま市立病院（以下「当院」という。）がオンライン動画共有プラットフォームである YouTube（以下「ユーチューブ」という。）を利用した動画による情報発信に関して、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ インターネット上の動画共有サービス
- (2) チャンネル登録 チャンネル（動画の公開者が作成したページ）をユーチューブのサービス利用者が「お気に入り（後で見る）」として登録する機能
- (3) アカウント 個々の利用者に与えられたユーチューブのサービス利用権、および、その利用権の所持者を一意に識別するためのユーザー情報
- (4) コメント ユーチューブに登録した動画に対し、視聴者が発信することができる意見

## (運営主体及びアカウント情報)

第3条 アカウント名は、「さいたま市立病院公式チャンネル（以下「公式チャンネル」という。）」とする。

2 アカウント URL は「<https://www.youtube.com/channel/UCLiEueCaPNnry7iSmuvWYHKQ>」とする。

3 公式チャンネルの管理及び動画の投稿は、広報・情報管理委員会が行う。

## (対応時間)

第4条 公式チャンネルの管理及び動画の投稿は原則として、平日（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く）午前8時30分から午後5時15分までとする。

## (投稿方法)

第5条 動画を公式チャンネルに投稿する際は、広報・情報管理委員会の審査を経た後に院長の決裁を得て行うものとする。

### (投稿内容)

第6条 投稿することができる動画の内容は、原則として当院における業務に関する情報及び患者や市民等の利便性につながるものとする。

### (公式チャンネルの運用)

第7条 当院のアカウントであることを証明するため、及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式チャンネルのアカウント名を当院ホームページ上の明示するものとする。

- 2 アカウントの運用主体及び投稿した動画の内容については、公式チャンネルの概要欄に明示する。
- 3 公式チャンネルは当院の情報発信に用いるため、原則としてコメント欄及びチャンネル登録は使用しない。ただし、国または他自治体等が運用するアカウントで、院長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

### (問い合わせ先)

第8条 視聴者からの問い合わせについては、電話またはさいたま市ホームページの「お問い合わせフォーム」から受け付ける。

### (免責事項)

第9条 公式チャンネルの免責事項は次のとおりとする。なお、本事項については当院ホームページ上に明示するものとする。

- (1) さいたま市及び当院は、公式チャンネルに掲載した動画に関する情報の正確性、完全性、正当性等については万全を期しているが、これらを完全に保証するものではないこと。
- (2) さいたま市及び当院は、ユーザーが公式チャンネルの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わないこと。
- (3) さいたま市及び当院は、公式チャンネルに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルが発生した場合について、いかなる場合でも一切の責任を負わないこと。
- (4) システム障害、保守などにより事前に通知することなく、当チャンネルの運用を停止する場合があること。
- (5) ユーチューブに関する技術的な問い合わせや利用方法についての問い合わせには対応しないこと。
- (6) さいたま市及び当院は、予告なく運用方針の変更や見直しまたは運用を中止する場合があること。

(その他)

第10条 本基準の実施について必要な事項は、広報・情報管理委員会が別に定める。

附則

この基準は、令和3年10月13日から施行する。